平成２５年（フ）第５６号
愛媛県四国中央市寒川町1721番地２　オレンジハイツ106号、前住所四国中央市豊岡町五良野342番地２
債務者　久門　美絵（旧姓河淵）
１　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第６２号
愛媛県新居浜市西原町３丁目２番10号、前住所愛媛県新居浜市久保田町１丁目10番13号
債務者　村上百合子（旧姓紫藤）
１　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１８号
愛媛県今治市喜田村４丁目13―24　山田宏方、住民票上の住所愛媛県宇和島市遊子1078番地
債務者　新庄　昭廣
１　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第１４号
高知県高岡郡越知町越知甲1249番地６、前住所高知県高岡郡佐川町甲862番地２コスモハイツ203号
債務者　野本　　亘
１　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時20分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第５５号
福岡県飯塚市幸袋781番地104
債務者　石津香津美
１　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第３４１号
福岡県久留米市上津町1832番地
債務者　岩本　博子
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１９２号
大分県別府市大字南立石2213番地の２
債務者　大塚美智子
１　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７８号
沖縄県那覇市壺川２丁目12番地１　ウィングシャトー壺川501
債務者　友利加代子（旧姓佐山）
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１０号
沖縄県名護市字饒平名430番地１　饒平名市営住宅201号
債務者　髙山　　都
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第４１号
石川県小松市安宅町ワ49番地
債務者　東　　幹夫
１　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２８号
長野県伊那市西町5782番地１　グランドメゾン103号
債務者　沖山　文子
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第３５号
兵庫県豊岡市出石町町分360番地の１　フィーデル　ブリーゼⅢ202
債務者　小西百合子
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
広島県呉市川尻町東２丁目２番３―261号
債務者　木村　秀昌
１　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第５２号
広島県呉市川尻町東２丁目２番３―261号
債務者　木村美登里（旧姓菅田）
１　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第７４号
広島県呉市広白石４丁目12番40号
債務者　平林　澄子
１　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第７７号
広島県呉市東鹿田町１番８号
債務者　吉丸　　猛
１　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２２８号
兵庫県三木市別所町和田353番地の２
債務者　安藤　征雄（旧姓柳）
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部